

廃止措置計画認可前における 発電用原子炉の報告対象について

2021年5月20日
発電用原子炉設置事業者

1. 事業者意見

原子炉等規制法に基づく法令報告運用の見直しに関し、第2回公開会合において以下の通り事業者より提示している。

事業者意見	補足説明（根拠・提案の動機等）
<p>■廃止措置計画認可申請書を申請中または申請を決定しているプラントの扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置計画認可申請書を申請中または申請を決定しているプラントにおいて、原子炉から全燃料を取り出し、燃料が十分に冷却されている場合には、「訓令Ⅲ その他 廃止措置にある発電用原子炉の取扱い」①と同様であると整理し、「廃止措置にある発電用原子炉」と同様に扱っていただきたい。 	-

- ✓その後、令和3年3月22日の面談において、廃止措置を決定してから廃止措置計画が認可されるまでの間における法令報告対象設備について議論することとした。
- ✓今回、廃止措置計画認可申請中または申請を決定したプラントの法令報告対象について、事業者の考え方を整理した。

2. 法令報告対象の整理の考え方

(1) 対象プラント

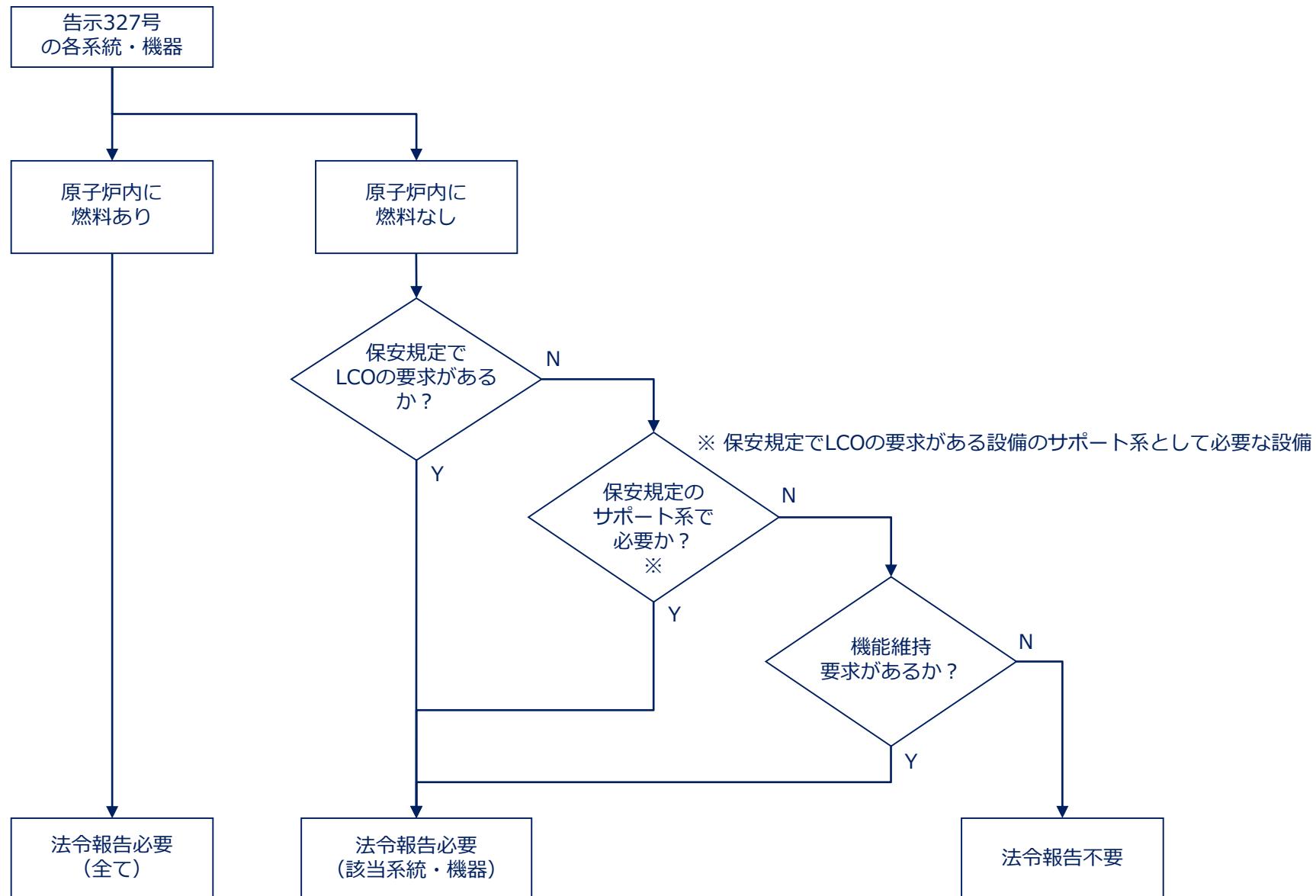
- 事業者として廃止措置を意思決定し、その事実を公表や公的文書等により公にしたプラントを対象とする。

※廃止措置計画の公表、廃止措置計画申請、運転計画 等

(2) 対象機器の整理方法

- 告示327号を基本として、報告対象とする機能・系統/機器をPWR/BWR毎に整理。
- 廃止措置決定後のプラント維持管理においては、特に「核燃料の安定冷却・安全な取り扱い」が重要となることから、「核燃料の所在」に依り機能・系統/機器を整理。
- 原子炉内に「燃料あり」の場合は、運転プラントと同様の法令報告を適用。
※廃止措置意思決定に依っても報告対象の除外を設定しない。
- 原子炉内に「燃料なし」の場合は、以下の機能維持に係る要求事項に照らして、報告対象とする系統・機器を整理。
 - 保安規定でLCOの要求がある設備
 - 保安規定でLCOの要求がある設備のサポート系として必要な設備
 - 機能維持要求がある設備（核燃料の安定冷却・安全な取り扱いの観点）
- 上記を踏まえた「スクリーニングフロー」を策定し対象機器を選定（別表）
なお、常設重大事故等対処設備に属する機器等についても同等な考え方を適用する。

3. スクリーニングフロー



(参考) PWR／BWRの原子炉に係る比較

PWR

燃料あり

燃料なし

項目	①	②
原子炉上蓋	原子炉閉鎖（モード1～5） 原子炉開放（モード6）	原子炉開放
保安規定	モード1～6	モード外
原子炉内の燃料有無	燃料あり	燃料なし

BWR

項目	①		②		③	
原子炉上蓋	原子炉閉鎖		原子炉開放			
保安規定	運転 起動 高温停止	冷温停止	燃料交換		燃料交換	
原子炉内の燃料有無	燃料あり		燃料あり		燃料なし	
原子炉ウェル	非満水		非満水	満水		満水
ゲート	×閉		×閉	○開	○開	×閉